

第 1 5 号議案

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立放課後児童クラブ条例（平成 2 2 年ふじみ野市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表ふじみ野市立第 2 上野台放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

ふじみ野市立第 3 上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 3 号
ふじみ野市立第 4 上野台放課後児童クラブ	ふじみ野市福岡一丁目 2 番 3 号

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立第 3 上野台放課後児童クラブ及びふじみ野市立第 4 上野台放課後児童クラブを設置するため、ふじみ野市立放課後児童クラブ条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。